

# 小名浜第一小学校いじめ防止基本方針

いわき市立小名浜第一小学校

本方針は、人権尊重の理念に基づき、いわき市立小名浜第一小学校の全ての児童が充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめ問題」を根絶することを目的に策定するものである。

## 1 いじめ防止に向けての基本姿勢

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、「いじめ」に対する認識を全教職員で共有する。また、いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向わせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で共有する。

## 2 いじめ問題に取り組むための校内組織

### (1) いじめ防止対策推進委員会

いじめ防止に関する措置を実効的に行うために、校長、教頭、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、当該学級担任、当該学年主任、スクールカウンセラー、学校評議員代表、PTA役員代表等による「いじめ防止対策推進委員会」を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

### (2) 生徒指導部

毎週（月曜日）、職員打合せ時に「生徒指導部からの連絡」を位置づけ、生徒指導に関わる連絡や情報交換の場を持つとともに、いじめに関わる情報交換を行う。

### (3) 生徒指導委員会（教務、生徒指導主事、養護教諭、各学年1名）

毎月1回、各学年の状況及び問題傾向を有する児童について、情報交換及び共通認識に基づいた共通実践についての話し合いを行う。

## 3 いじめ未然防止、早期発見、早期対応に関する具体的方策について

### (1) いじめの未然防止

#### 【基本的な考え方】

いじめは、どの子どもにも起こりうるものであるとともに、どの子どもも加害者にも被害者にもなりうるものである。このことを踏まえて、全ての児童を対象に互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重するなど豊かな感性を育むとともに、いじめを許さない集団づくりのために、全職員が一体となって継続的に取り組みを行う。

#### ① 豊かな心をはぐくむ取り組みの推進

- ・ 人権教育の推進
- ・ 体験活動、読書活動の推進
- ・ 規範意識
- ・ コミュニケーション能力の向上

#### ② 分かりやすく規律ある授業の推進

- ・ T・T指導、少人数教育の推進
- ・ 授業態度の徹底（授業準備 姿勢 返事 発言の約束）
- ・ 教室環境の整備（身の整理整頓 通路整備）

#### ③ 教職員の資質能力の向上を図る取り組みの推進

- ・ 校内研修の実施（8月、11月）

## (2) いじめの早期発見

### 【基本的な考え方】

いじめは遊びやふざけあいを装ったり、教職員のわかりにくい場所や時間に行われたりするなど、教職員が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識することが必要である。これらから、児童が示す変化や危険信号を見逃さないように、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努める。

#### ① 情報の集約と共有

- ・いじめに関する情報については、些細なことも含め「いじめ防止対策推進委員会」で情報を共有する。
- ・「いじめ防止対策推進委員会」で共有された情報については全職員で共有する。
- ・緊急の場合は、職員会議等で情報を共有する。

#### ② 学期ごとに全児童を対象とした質問紙によるいじめアンケート調査及び聞き取り調査を実施する。

- ・質問紙によるいじめアンケート調査（6月、11月、1月）
- ・聞き取り調査はアンケート調査終了後、必要に応じて行う。

#### ③ 教育相談体制の整備

##### 【方針】

- ・全ての教師が相談員であり、全ての児童を対象にした相談活動を行う。
- ・学級担任が相談活動の中心となる。
- ・相談に対しては、児童の言動を受容し、共感的理解に努め、児童が自主的に問題を解決するように努める。
- ・問題傾向のある児童の相談にあたっては、自然な形で進めるようにする。

##### 【重点事項】

- ・教育相談のための時間を確保し、各学級で積極的に実施する。
- ・生徒指導個票の活用を図り、児童理解に努める。
- ・児童の問題行動の早期発見に努める。

## (3) いじめの早期対応に関する具体的方策

別表による。

## 4 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、関係保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明したいじめ事案に関する情報を保護者に適切に提供する。

## 5 関係機関との連携

- (1) いじめを確認した場合は、いわき市教育委員会に報告するとともに、「いじめ防止対策推進法」に則して、「いじめ防止対策推進委員会」を開くとともに、いわき市教育委員会に指導・助言を求め組織的に対応していく。また、法に抵触すると考えられる場合は、いわき東警察署へ通報し対応等の相談をする。
- (2) 市の組織や民間の施設との指導面での緊密な連携を図り、教育相談員の配置や校内研修の充実を図る。
- (3) いじめ問題に関して実質的な委員会の場を確保し連携を図る。
- (4) 教育・福祉に関する知識を有する市の職員といじめ防止委員とで問題解決にあたる。

## 6 学校評価の実施

- (1) 学校評価において、いじめ問題等への取組み等について自己評価を行うとともに、その結果を教育委員会等に報告する。
- (2) 学校いじめ防止基本方針の策定や見直し、各学年で定めた取組みが計画通り進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、いじめ防止等の取組みについて、PDCA サイクルで検証を行う。

## 7 関係法令

### (1) 教育基本法

#### ① 教育機会均等

第4条 全ての国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受け入れる機会を与えなければならない。人権、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

#### ② 学校教育

第6条2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んじるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

#### ③ 家庭教育

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

### (2) 学校教育法

#### ① 第4章 小学校

第35条 市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一または二以上を繰り返し行う等性行不良であって他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- 一 他の児童に障害、心身の苦痛または財産上の損失を与える行為
- 二 職員に障害または心身の苦痛を与える行為
- 三 施設または設備を損壊する行為
- 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

### (3) いじめ防止対策推進法

#### ① 第1章 総則（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

#### （重大事態への対応）

- ・ いじめにより児童生徒の生命、心身または、財産に重大な被害が生じた疑いを認められるとき。
- ・ いじめにより在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。

- ・ 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安として一定期間連続して欠席している場合など迅速に着手する。
- ※ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

【学校を調査主体とした場合】

- ① 重大事態が発生した場合は、直ちにいわき市教育委員会に報告し、調査を実施する主体等を協議する。学校が調査を行う場合は、「いじめの防止等のための基本的な方針」（文部科学大臣決定）及びいわき市におけるいじめ防止等のための基本方針に基づき、「いじめ防止対策推進委員会」を中心に、被害児童・保護者の思いを踏まえるとともに、調査の公平性・中立性の確保に努め、事実関係を明確にする。
- ② 学校で行う調査の状況については、必要に応じていじめを受けた児童及びその保護者に対して適切に情報を提供する。
- ③ 調査結果をいわき市教育委員会に報告する。
- ④ 調査結果を踏まえ、当該重大事態と同種事態の発生防止のために、必要な取組みを進める。

8 年間を通したいじめ防止指導計画

いじめの未然防止や早期発見のため、年間を通して学校全体で組織的、計画的に取り組む。

また、年度末（年度始）に新旧担任の引き継ぎを丁寧に行い、その内容を学校経営誌に反映させるとともに、学校全体として、年度当初に組織体制を整える。

	4月	5月	6月	7月	8月	
職員会議等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止対策推進委員会 指針方針 指導計画</li> <li>・いじめ対策に関する共通理解</li> <li>・PTA 総会、懇談会等における保護者への啓発</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事案発生時・緊急対応会議の開催</div>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己評価の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※教員校内研修会の実施</li> </ul>
防止対策（早期発見）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒指導事例研究会（いじめ事態把握） 引継ぎより</li> <li>・児童に対する情報交換</li> <li>・困りごと調べの実施</li> <li>・学級経営誌作成</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">学級・学年づくり 人間関係づくり</div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・困りごと調べの実施</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">いじめアンケートの実施</div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者への啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・困りごと調べの実施</li> </ul>	
		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">教育相談</div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">教育相談</div>		

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員会議等	・いじめ防止対策推進委員会 情報の共有		※教員校内研修会の実施	・自己評価の実施 ・学校評価の実施	※取組みアンケート結果からの研修	・いじめ防止対策推進委員会 年度末まとめ 次年度課題検討	
防止対策（早期発見）	学級・学年づくり 人間関係づくり	・困りごと調べの実施			・困りごと調べの実施	・保護者への啓発	
		いじめアンケートの実施			いじめアンケートの実施		
			教育相談 (個別懇談)			教育相談	

(別表)

○学校全体での取り組み

			児童にかかわること	保護者にかかわること (学校→保護者→子ども)
①いじめ未然防止に関すること			<p>○世の中にはいろいろな考えをもっている人がいることを理解させる。 (道徳・特活・総合)</p> <p>○学級活動等の時間を活用して、インターネットの危険やモラルについて指導する。</p> <p>○「心のノート」等の資料を活用して、道徳教育の充実を図る。</p> <p>○正しい判断力(自己指導能力)を身に付けさせる。(道徳・特活・総合)</p> <p>○進んで奉仕体験活動に取り組みさせる。</p>	<p>○自分の物や他人の物を大切に扱うように育てる。</p> <p>○携帯電話やインターネットを使うルール作りを行う。</p> <p>○友だちの気持ちを踏みにじったり傷つけることの重大さを日頃から子どもに伝える。</p> <p>○地域での様々な体験を通して、社会の一員としての自覚や自信を育ませる。</p>
②いじめの早期発見に関すること			<p>○児童が集団から離れて一人で行動している時は、声をかけて話を聞く。</p> <p>○個人面談やアンケートを実施したり、休み時間や放課後等を利用したりして、児童から情報を収集する。</p> <p>○いじめ相談電話等、いじめ相談窓口を周知する。</p> <p>○上履き・机・椅子・学用品・掲示物等にいたずらがあったら直ぐに対応し、原因を明らかにする。</p>	<p>○子どもとの会話をできるだけ多くする。</p> <p>○服装等の汚れや乱れに気を配る。</p> <p>○子どもの持ち物に気を配り、なくなったり、増えたりしていないか観察する。</p> <p>○悩みは何でも親に相談できるような雰囲気、普段からつくっておく。</p>
③いじめの早期対応に関すること	※暴力を伴ういじめの場合	いじめられた側	<p>○本人や周辺からの聞き取りを重視し、身体的・精神的被害についての確に把握し、迅速に初期対応をする。</p> <p>○休み時間や登下校の際も教師による見回りを行い、被害が継続しない体制を整える。</p> <p>○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。</p>	<p>○わが子を守り抜く姿勢を見せ、子どもの話に耳を傾け、事実や心情を聞くようにする。</p> <p>○いじめ問題解決に向けた学校の方針への理解を求め協力を要請する。</p>
		いじめた側	<p>○いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。</p> <p>○いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。</p> <p>○カウンセラー、教育相談、児童相談所、警察等、関係諸期間との連携を図る。</p>	<p>○学校は、いじめられた子どもを守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。</p> <p>○事実を冷静に確認し、わが子の言い分を十分に聞くようにする。</p> <p>○被害児童、保護者に対して、適切な対応(謝罪等)をするように伝える。</p>

	※暴力を伴わない場合	いじめられた側	<p>○本人や周辺からの聞き取りを重視し、精神的な被害についての確に把握し、迅速に初期対応をする。</p> <p>○休み時間や登下校の際も教師による見回りを行い、被害が継続しない体制を整える。</p> <p>○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。</p>	<p>○わが子を守り抜く姿勢を子どもに見せるように伝える。</p> <p>○いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め協力を要請する。</p>
		いじめた側	<p>○いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。</p> <p>○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。</p> <p>○カウンセラー、教育相談等、関係諸機関と連携を図る。</p>	<p>○学校は、いじめられた子どもを守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。</p> <p>○事実を冷静に確認し、わが子の言い分を十分に聞くようにする。</p> <p>○被害児童、保護者に対して、適切な対応（謝罪等）をするように伝える。</p>
③いじめの早期対応に関すること	※行為が見えにくい場合	いじめられた側	<p>○つらく苦しい気持ちに共感し、「いじめから全力で守ること」を約束する。</p> <p>○本人や周辺からの聞き取りを重視し、精神的なダメージについての確に把握し、迅速に初期対応する。</p> <p>○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。</p>	<p>○わが子を守り抜く姿勢を子どもに見せるように伝える。</p> <p>○いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め協力を要請する。</p>
		いじめた側	<p>○いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。</p> <p>○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。</p> <p>○カウンセラーと連携を図る。</p>	<p>○学校は、いじめられた子どもを守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。</p> <p>○事実を冷静に確認し、わが子の言い分を十分に聞くようにする。</p>
	直接関係のない者	<p>○傍観することはいじめに荷担することと同じであることを考えさせ、いじめられた児童の苦しみを理解させる。</p> <p>○友だちの言いなりにならず、自らの意思で行動することの大切さに気付かせる。</p>	<p>○いじめに気付いた時、傍観者とならず助ける側の態度をとることができるよう、普段の生活で醸成する。</p> <p>○いじめに対する考え方を理解させ、どんな場合でもいじめる側や傍観者になってはならないという気持ちを育てるよう啓発する。</p>	

○地域・家庭との連携

①各家庭での取り組み	○自分の子どもに関心を持ち、子どものさびしさやストレスに気付くことのできる親になれるよう啓発する。 ○ダメな時は「叱ることのできる親に」、頑張った時は「褒めることのできる親に」を合言葉に、意識させる。 ○父親の存在が大きく影響することを伝え、母親任せにしないで父親も子育てに参加するよう啓発する。 ○携帯電話やパソコンを使うルールを家庭で子どもと十分に話し合って決めさせる。
②地域での取り組み	○子どもたちを「地域の宝」として育てる意識を持ち、子どもたちに地域から守られているという安心感をもたせる。 ○子どもたちと顔見知りになるために、子どもたちと出会った時はあいさつや声かけをお願いする。 ○公園や遊び場などで子どもが困っている場面を見かけたら、積極的に声をかけていただく。